

務	00	01	5 年
(令和12年3月末まで保存)			

人 安 第 2 7 4 号
 令 和 7 年 3 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

ストーカー加害者等に対する新たな施策の実施について

ストーカー事案については、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるため、加害者対策及び被害者の保護対策の更なる強化を図るため、「ストーカー加害者等に対する新たな施策の実施について」（令和6年5月22日付け人安第39号。以下「旧通達」という。）に基づき対応しているところであるが、警察共通基盤における相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「共通基盤システム」という。）の運用に伴い、用語の整理等を行ったので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 新たな施策

- (1) ストーカー加害者に対する連絡（以下「加害者連絡」という。）
- (2) ストーカー加害者に対する治療等の有用性の教示の原則化（以下「治療等の教示」という。）
- (3) ストーカー被害者に対する危機意識の醸成（以下「危機意識の醸成」という。）

2 実施要領

別添1から3のとおり。

担当：人身安全対策課
 人身安全対策第一係

加害者連絡の実施要領

1 目的

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）に基づく禁止命令等の措置を講じた加害者全員に対し、警察官による連絡を行うことにより、加害者の近況等や被害者への執着の程度等を把握し、加害行為の再発防止及び再被害防止措置に係る支援の向上を図ることを目的とする。

2 対象

禁止命令等の措置を講じた加害者全員を対象者とする（加害者連絡の実施について、適当でないと認める者を除く。）。

3 実施所属

実施主体となる所属（以下「実施所属」という。）は、禁止命令等の措置を講じた警察本部主管課又は警察署とする。

なお、複数の警察署が事案に関係する場合は、被害者等の保護の観点から人身安全対策課と関係警察署が協議の上、適当な実施所属を指定できるものとする。

4 体制等

(1) 所属長

所属長は、実施所属が警察本部の場合は本部主管課の警部以上の者を、実施所属が警察署の場合はストーカー事案を担当する課長を連絡責任者に指定し、本業務が適正に行われるよう必要な指示を行うものとする。

(2) 連絡責任者

連絡責任者は、ストーカー事案を担当する捜査員の中から連絡担当者を指定し、加害者連絡の状況を把握の上、本業務について必要な措置を講ずるものとする。

(3) 連絡担当者

連絡担当者は、連絡責任者から必要な措置に関する指示を受け、本要領に基づいて加害者連絡を実施するとともに、適宜、その実施状況を連絡責任者に報告するものとする。

5 要領

(1) 命令の実施

禁止命令等をする際に、法第5条第1項第1号の命令に併せて、同項第2号に係る事項として、「警察からの電話連絡、面談要請に応じること。」旨を命じること。

また、禁止等命令書を交付する際に、加害者に対し、加害行為の再発防止を図るため、電話又は面談により、禁止命令等の措置を講じた加害者の近況等や被害者への執着の程度等を確認する旨を説明すること。

(2) 実施手段

電話又は面談により、加害者本人に対して実施する。

ただし、加害者の年齢や性格、境遇等の事情により、加害者本人に直接連絡することが適当でないと認める場合は、加害者の家族や同居する者、その他加害者の動静に詳しい者から加害者の近況等を聴取するように努めること。

(3) 確認事項

加害者連絡を実施する場合は、加害者の住居、職業、連絡先、被害者に対する執着の程度等の近況のほか、加害者の言動や生活の様子、その他必要事項を可能な範囲内で確認し、再被害防止措置に有益と認められる情報が得られるよう努めること。

- (4) 実施期間等
実施期間は、禁止命令等の有効期間内とする。
なお、実施回数及び実施時期については、加害者の言動や性格、加害者と被害者の関係性、被害者への連絡状況等を考慮した上で決定するものとするが、必要に応じて、人身安全対策課と関係警察署が協議の上、方針を決定するものとする。
- (5) リスク評価と被害者への対応
加害者連絡を通じて得られた加害者に関する情報に基づき、再被害防止の観点から、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてリスク評価を行うこと。また、必要に応じて、被害者に講じた保護措置の見直しを行うとともに、被害者に加害者の近況や被害者への執着の程度等を必要な範囲で伝達すること。
被害者への伝達に当たっては、加害者のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう十分に配慮すること。
- (6) 対応結果の記録
加害者連絡に係る記録（被害者への伝達事項を含む）については、上記(3)の確認事項のほか、加害者連絡を継続又は終了とした措置結果について適切に記録しておくこと。

6 留意事項

- (1) 被害者への説明
禁止命令等の発出に際し、加害者連絡を実施する旨を被害者に説明すること。
- (2) 実施の判断
実施所属は、禁止命令等の措置を実施する方針が定まった段階で加害者連絡の実施の可否を検討すること。
なお、下記のいずれかに該当する場合は、人身安全対策課と関係警察署が協議の上、加害者連絡を実施しない又は打ち切るものとするが、加害者連絡を打ち切る場合は、その旨を被害者に説明すること。
 - ア 加害者連絡の実施又は継続について、被害者から拒否された場合
 - イ 加害者連絡を実施又は継続することが、再発の防止の妨げになると明らかに認められる場合
 - ウ その他、加害者連絡の実施又は継続について、所属長が適当でないと認める場合
- (3) 加害者に連絡が取れない場合等の措置
加害者に連絡が取れない又は面談に応じない場合は、禁止命令等の法第5条第1項第2号に係る事項に違反したこととなり、加害行為の再発のおそれが高いものとなる。そこで、加害者の家族等に連絡するなど、可能な範囲内で加害者の現状確認に努めるとともに、被害者等の現状確認を確実に実施し、必要な被害者等の保護措置を講じた上で、その経過を記録すること。
- (4) 禁止命令等有効期間延長処分を講じた場合
禁止命令等の有効期間の延長の処分を講じた場合は、改めて加害者連絡の継続の必要性について組織的に検討すること。
- (5) 関係都道府県警察との連携
加害者連絡を実施するに当たり、他の都道府県警察と情報共有する必要性が認められる場合は、人身安全対策課に報告の上、関係都道府県警察と連携を密にすること。
- (6) 被害者個人情報の保護
加害者連絡では、被害者等のプライバシーに配慮するとともに、連絡担当者の言動等により、被害者等の秘匿避難先等が加害者に察知されないよう十分注意すること。

治療等の教示の実施要領

1 目的

ストーカー加害者には、被害者への強い支配意識や執着心等の特徴があり、これらを取り除くためには、専門家による精神医学的・心理学的手法に基づくカウンセリング又は治療（以下「治療等」という。）が有効な手段になり得ると考えられることから、警告では行為者の自発的な行為の中止が期待できない場合に禁止命令等が実施されるものであることを踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）に基づく禁止命令等の措置を講じた加害者全員に対し、地域精神科医療機関等（以下「医療機関等」という。）における治療等の有用性を教示することにより、事態の沈静化に配慮した対応を執るとともに、被害者の真の安全安心を確保することを目的とする。

2 対象

禁止命令等の措置を講じた加害者をはじめ、別途通達に定めるストーカー加害者を対象とする。

3 実施所属

実施主体となる所属（以下「実施所属」という。）は、禁止命令等の措置を講じた警察本部主管課又は警察署とする。

4 実施担当者

加害者への治療等の教示を担当する者は、当該ストーカー事案を取り扱った者から適宜の者を選定して実施する。

5 要領

(1) 治療等の教示

実施所属は、禁止命令等の発出に際し、加害者に対して説明用のリーフレット等を交付するなど、適宜の方法により、医療機関等における治療等が有用な場合がある旨を教示すること。

(2) 実施報告

治療等の教示を実施した結果については、適切に記録しておくとともに、実施所属の所属長へ報告すること。

6 留意事項

- (1) 治療等の教示については、「ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等との連携に係る経費の運用要領について」（令和7年3月27日付け人安第278号）を踏まえ、効果的な運用を図ること。
- (2) 治療等の教示については、あくまでも加害者自身の立ち直りを支援するものであることを理解し、加害者の人権を尊重した丁寧な対応に努めること。
- (3) 必要に応じて医療機関等と連携を図り、医療機関等との間に誤解等のトラブルがないように努めること。

危機意識の醸成の実施要領

1 趣旨

ストーカー事案の被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）の安全確保を最優先とした対応を行うためには、その都度、被害者等への定期連絡によるリスク評価を適切に実施し、被害者等の保護対策に万全を期することが重要であるが、被害者等の中には、事態の危険性や緊急性を正しく認識していなかったり、加害者に対する警戒心が一時的に弱まるなどの傾向が認められることから、こうした背景を踏まえ、被害者等に対する防犯指導の強化や積極的な緊急通報装置（以下「通報装置」という。）の貸出しにより、危機意識のより一層の醸成を図り、被害者等の安全を確保することを目的とする。

2 要領

- (1) 被害者等への防犯指導の更なる強化
被害者等に対し、定期連絡時や適宜のタイミングにより、被害防止のためのリーフレット等を手交の上、過去の事例等を踏まえた繰り返しの注意喚起を行い、危機意識のより一層の醸成を図るものとする。
- (2) 通報装置の貸出しの積極的な検討
禁止命令等の申出（職権によるものを含む。）をした被害者等のほか、その他加害者から危害を加えられるおそれのある者に対し、加害者の不意な接近等に備えて、積極的に通報装置の貸出しを検討するものとする。
- (3) 通報装置の実効性の確保
被害者等へ通報装置を貸し出す場合は、具体的な使用要領（通報装置の特性、操作要領等）を教示するほか、通報装置を常時携帯することがいかに保護対策の観点から有効であるかについて、その重要性を十分に説明の上、通報装置の実効性の確保に努めるものとする。
- (4) 通報装置貸出し時の訓練、導通試験の実施
通報装置を貸し出す際、被害者等の面前により、可能な範囲内で通報装置を押下した模擬訓練や導通試験（以下「訓練等」という。）を実施し、被害者等が実際に通報装置を使用した際のイメージについて具体的に教示するとともに、警備会社との連携の確保、警察組織の対応力の強化を図るための効果的な訓練等に努めること。
また、従来、各警察署において実施している各種実戦的訓練では、通報装置の発報を取り入れた訓練内容とするなど、警察内部において定期的に通報装置を使用した訓練等を実施し、関係部門と連携した事案対処能力の向上に努めること。

3 留意事項

- (1) 上記 2 (2) の通報装置の貸出しにあっては、個別に検討を行うこととするため、人身安全対策課に連絡すること。
- (2) 上記 2 (3) については、「携帯型緊急通報装置運用要領の制定について」（令和 4 年 4 月 18 日付け人安第 22 号）等を踏まえ、効果的な対応を図ること。